

報告第14号

物損事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 7 月 27 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年6月29日

一関市長 佐 藤 善 仁

1 損害賠償の額 16,500円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として16,500円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号
N T T東日本株式会社
執行役員 宮城事業部長 平 井 光太郎

4 事故の概要

令和8年4月15日午後2時20分頃、真柴字堀場地内の市道堀場中田線において、建設部道路管理課の職員が市道の支障木伐採作業を行っていた際、伐採した木が、相手方が設置していた電話引込線に接触し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント